

# 「顧問料」はいりません

税理士報酬規定の撤廃により、税務・会計業務の低価格化が進みつつある。こうしたなか、税理士のほとんどが受け取っている「顧問料」を廃止する事務所が出てきた。三輪会計事務所（大阪・中央区、代表＝三輪厚二税理士、写真）はこのほど、顧客サービスに対する代金のみを受け取る「@(エー)システム」を開始。パソコン経理のチェック業務であれば、月額3150円からという低価格でサービスを提供していく。

三輪会計事務所が平成16年9月から開始した「@(エー)システム」は、顧問料を前提とした報酬体系を廃止した料金システム。記帳代行、申告業務、月次監査など顧客が希望する業務内容や所要時間から報酬を算出し、「巡回監査は必要ない」などといった顧客ニーズの多様化に対応している。

主なサービスの最低基本料金は、パソコン経理のチェックが月額3150円、手書き帳簿の入力が月額6300円、月次決算が月額2万8350円、申告のみであれば年額11万5500円など、低価格が特徴。そのほか、決算対策や経営指導など、顧客が求めるサービスがあれば料金に追加していく。創業したての企業に1年目の報酬を半額にする「創業者支援サービス」や、「1カ月お試しサービス」などもある。

同事務所では、既存顧客を



## 報酬体系を一新、 低価格でサービス

同システムに置き換えたところ、報酬が激減し、驚かれたケースもあった。だが、「サービス業である会計事務所にとって、実施するサービス料金だけをもらうのは当たり前。顧問料は、税理士の都合にすぎないものだと思っている」（三輪厚二税理士）。ス

ートしたばかりのサービスだが、すでに口コミなどで新規顧客の取り込みが実現しつつあるという。

税理士法改正により報酬規定が撤廃されたが、税理士の顧問料はいまだ業界に根づいている。しかし、「売上高などで顧問料を設定するため、自評化を徹底している顧客ほど顧問料が高く、手間のかかる顧客ほど安い」ということも少なくない（同氏）。同システムは、こうした不均衡を正す狙いもある。インターネットなどを活用した会計事務所の低価格サービスも増えつつあり、税理士報酬の変革は、今後も加速していくそうだ。